

子どもの居場所づくりにおける、子ども計画の変更と今後の展開について

子ども計画における、「施策2—5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進」のうち「【取組1】地域における子どもの居場所づくり」の箇所において、秋葉区における児童館の整備について文言を追記します。

また、今後のこととの居場所づくりの展開に係る考え方をお示しします。

1 こども計画への秋葉区児童館整備の追記

こども計画P98 【取組1】地域における子どもの居場所づくり(抜粋)

「児童館・児童センターや公民館、図書館、学校といった地域の既存施設などを有効活用し、地域との連携を図りながら、こどもへの健全な遊びの提供や居場所を確保していきます。」



「児童館・児童センターや公民館、図書館、学校といった地域の既存施設などを有効活用し、地域との連携を図りながら、こどもへの健全な遊びの提供や居場所を確保していきます。」

なお、秋葉区は児童館や児童館に類する施設がないことから、地域の既存施設を活用し児童館を整備します。」

※なお、追記した部分については「新潟市こども計画 別冊」としてホームページで公開します。

2 今後のこととの居場所づくりの展開について

令和6年度に、こととの居場所に関するアンケート調査を行い、「家と学校のほかに過ごせる場所がほしいですか」と問い合わせたところ、「はい」の回答が小・中学生において低学年ほど居場所の需要が高いことが分かりました。

この結果から、小学生低学年の行動範囲を考え、各小学校区において小学校や公民館等を活用しながら、出張児童館や放課後ふれあいスクールといった居場所づくりの事業を行っていきます。

また、高校生に向けては、勉強などができる公民館等のフリースペースや自習スペースの充実と、広報を検討していきます。

出張児童館：児童館以外の施設において、児童館職員等が児童館で行っている遊びや子育て支援の場を提供する事業
放課後ふれあいスクール：小学校においてボランティアが遊びや学習の場を提供する事業

« 参考：小・中学生及び高校生への居場所アンケート結果(令和6年度実施) »

